文教委員会資料⑥

- 2 所管事務の調査(報告)
 - (1)保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について

資料1 保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について(案)

資料2 パブリックコメント手続き資料(案)

参考資料 1 川崎市保育所等の利用調整実施要綱

参考資料2 保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた検討経過等について

こども未来局(令和5年6月8日)

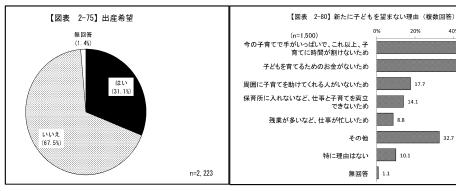
1 多子世帯を取り巻く状況

- ・日本の出生数は80万人を割り込み、過去最少となる見込み(R4)
- ・少子化の進行は、社会経済に大きな影響を及ぼす
- ⇒労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、 地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など
- ※少子化への対応は、遅くなるほど将来への影響が大きくなることから、早急に取組を進めることが必要
- ・理想の数の子ども(第2子以降)を持たない理由 ⇒経済的理由、高齢、体力面での不安、時間的理由など 第16回出生動向基本調査(国立社会保障人口問題研究所_R3)
- ・川崎市子ども・若者調査(未就学の子を持つ保護者に関する調査 R2)

• 新たに子どもを出産する希望がない方 : 67.5%

⇒今の子育てで手いっぱいで、これ以上、

子育てに時間がさけないため : 51.5% ⇒子どもを育てるためのお金がないため : 46.1%



●これらの状況を踏まえ、少子化対策の一つとして、子育てに係る負担が大きいと見られる<u>多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境を早急に構築する必要がある</u>。

2 多子世帯支援に関する課題(保育所等利用時)

- (1) きょうだい2人以上で同じ希望園へ保育所等の利用申請 をしても、現在の利用調整基準では加点が低いため、同一 園への入所とならない場合がある。
- ⇒保護者への負担

(複数園への送迎や園ごとに必要な準備が異なること、就労時間の 圧迫、園行事が重なった場合の対応等)

⇒子どもへの負担

(複数園送迎による生活リズムへの影響、体力的・精神的負担等)

- (2)本市の認可保育所等の保育料算定における多子減免 (きょうだい減免)については、同一世帯のきょうだいが 小学校就学前の保育所等利用者でないと対象とならない。
- ⇒実際は第2子、第3子以降であっても、第1子(第2子)の保育 料が適用されてしまい、経済的負担が大きい
- ⇒自治体ごとに基準が異なっており、受けられるサービスに差が生 じている(本市は、国基準に基づき実施)
- ⇒川崎認定保育園を利用する多子世帯の経済的負担が大きい

3 保育所等利用調整基準の見直し

- (1) 保育所等利用調整の概要
- ・保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされている。(児童福祉法第24条第3項)
- ・「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」に定めるランク・指数・項目点に基づき、各世帯の保育の必要度合を点数化
- ⇒施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としている。 1786年17月21日 1888 (1747年2月1日 1888 (174

-		おける利用調整の 1歳児クラス 受					
	申請者① 中請者② 申請者③ 申請者④	ランク・指数等 A-7-1 A-6-3 A-6-2 B-5-1	希望順位 第1希望 第2希望 第3希望 第1希望	第1	<mark>(P保育園)</mark> 希望(Q保育園)で 、2希望で保留⇒ <mark>内</mark>		
1	【同ランク	・同指数・同項目	目点だった場	合の考	え方】		
	申請者 a 申請者 b 申請者 c 申請者 d	ランク・指数等 A-6-1 A-6-1 A-6-1 A-6-1	子ども3人 該当 該当 該当なし 該当なし		世帯の所得状況 600万円 650万円 400万円 500万円	【優先順位】 【1位】 【2位】 【3位】 【4位】	

- (2) 利用調整基準の見直し
- ・利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性 を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等 のほか、必要な見直しを行ってきた。
- ・今回、きょうだいが同一園に入所できる機会の拡充を図るた め、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、令和6年 4月入所の利用調整から適用する。
- (3) きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた見直し案
- 「同ランク内での調整指数表 | (抜粋)

細目	指数
(4) 生活保護世帯等	
(5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」	7
(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」	
	(4) 生活保護世帯等 (5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」

(4) 生活保護世帯等 (5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」 世帯状況 (6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」 (7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょ うだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用 を希望する世帯

※利用調整上、指数「7」が適用される世帯同士において、同ランク同指 数で競合した場合、「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によら ず、(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

●「同ランク同指数となった場合の調整項目表」(抜粋)

既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申 請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯 (項目点:1)

廃止

4 スケジュール案

令和5年5月末 こども施策庁内推進本部会議 6月上 文教委員会(パブコメ実施報告) 6~7月頃 パブリックコメント実施 7~8月頃 文教委員会(パブコメ結果報告) 要綱改正、システム改修 8~9月 市民周知 10月 (10月に配布予定の利用案内にも掲載)

令和6年4月入所の利用調整から適用



※多子世帯における利用者負担の軽減や、川崎認定保育園利用 者への支援についても、課題があることから引き続き庁内検討 を実施していく。

パブリックコメント手続き資料(案)

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について(案) 一市民の皆様から意見を募集しますー

子育てに係る負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育 所等を利用しやすい環境の構築に向けて、多子世帯支援に関する課題のうち、きょうだいが同 一園に入所できる機会の拡充を図るため、利用調整基準の見直しを行います。

利用調整につきましては、保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合に 行うこととされており、同基準は、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これま でも、国から示される優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を 把握し、必要な見直しを行ってまいりました。

今回、多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、令和6年4月入所の利用調整から適用します。

つきましては、市民の皆様に御報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和5年6月12日(月)から7月11日(火)まで

※郵送の場合:7月11日(火)当日必着

持参の場合: 7月11日(火) 17 時15 分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、

川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

※その他、市内の認可保育所等のほか、「かわさき子育てアプリ」でもお知らせします。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内 に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」 及び「連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した 結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

令和5年8月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 電話 044-200-3632 FAX 044-200-3933

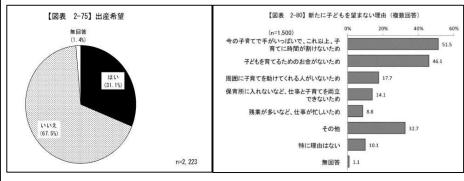
1 多子世帯を取り巻く状況

- ・日本の出生数は80万人を割り込み、過去最少となる見込み(R4)
- ・少子化の進行は、社会経済に大きな影響を及ぼす
- ⇒労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、 地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など

※少子化への対応は、遅くなるほど将来への影響が大きくなることから、早急に取組を進めることが必要

- ・理想の数の子ども(第2子以降)を持たない理由 ⇒経済的理由、高齢、体力面での不安、時間的理由など 第16回出生動向基本調査(国立社会保障人口問題研究所 R3)
- ・川崎市子ども・若者調査(未就学の子を持つ保護者に関する調査 R2)
- 新たに子どもを出産する希望がない方 : 67.5%
- ⇒今の子育てで手いっぱいで、これ以上、

子育てに時間がさけないため : 51.5% ⇒子どもを育てるためのお金がないため : 46.1%



● これらの状況を踏まえ、少子化対策の一つとして、子育てに係る負担が大きいと見られる<u>多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境を早急に構築する必要が</u>ある。

2 多子世帯支援に関する課題(保育所等利用時)

- (1) きょうだい2人以上で同じ希望園へ保育所等の利用申請をしても、現在の利用調整基準では加点が低いため、同一園への入所とならない場合がある。
- ⇒保護者への負担

(複数園への送迎や園ごとに必要な準備が異なること、就労時間の 圧迫、園行事が重なった場合の対応等)

⇒子どもへの負担

(複数園送迎による生活リズムへの影響、体力的・精神的負担等)

- (2)本市の認可保育所等の保育料算定における多子減免 (きょうだい減免)については、同一世帯のきょうだいが 小学校就学前の保育所等利用者でないと対象とならない。
- ⇒実際は第2子、第3子以降であっても、第1子(第2子)の保育 料が適用されてしまい、経済的負担が大きい
- ⇒自治体ごとに基準が異なっており、受けられるサービスに差が生 じている(本市は、国基準に基づき実施)
- ⇒川崎認定保育園を利用する多子世帯の経済的負担が大きい

3 保育所等利用調整基準の見直し

- (1) 保育所等利用調整の概要
- ・保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされている。(児童福祉法第24条第3項)
- ・「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」に定めるランク・指数・ 項目点に基づき、各世帯の保育の必要度合を点数化
- ⇒施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定と している。 [[各施設における利用調整のイメーシ]



- (2) 利用調整基準の見直し
- ・利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性 を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等 のほか、必要な見直しを行ってきた。
- ・今回、きょうだいが同一園に入所できる機会の拡充を図るた め、 パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、令和6年 4月入所の利用調整から適用する。
- (3) きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた見直し案
- 「同ランク内での調整指数表 | (抜粋)

項目	細目	指数
世	(4) 生活保護世帯等	
世 帯 状 況	(5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」	7
<u></u>	(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」	

(4) 生活保護世帯等 (5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等 I 世帯 (6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」 7 (7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょ うだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用 を希望する世帯

※利用調整上、指数「7」が適用される世帯同士において、同ランク同指 数で競合した場合、「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によら ず、(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

● 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」 (抜粋)

既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申 請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯 (項目点:1)

廃止

4 スケジュール案

令和5年5月末 こども施策庁内推進本部会議 6月上 文教委員会 (パブコメ実施報告) 6~7月頃 パブリックコメント実施

7~8月頃 文教委員会 (パブコメ結果報告)

要綱改正、システム改修 8~9月

> 市民周知 10月

> > (10月に配布予定の利用案内にも掲載)

令和6年4月入所の利用調整から適用



※多子世帯における利用者負担の軽減や、川崎認定保育園利用 者への支援についても、課題があることから引き続き庁内検討 を実施していく。

(利用案内から抜粋)

参考資料

(1) ランク・指数等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」 (17ページ〜、以下「利用調整基準」という。)に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順 に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況(提出書類)で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク・指数に関わる状況に変動が生じた場合、変更申請が必要です。なお、変更申請を怠り、ランク等が下がることが判明した場合は、内定取消となる場合があります。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1(17ページ)に基づき、各保護者をA~Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

(例)次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯 世帯ランクB 父ランク:B 母ランク:B

b世帯 世帯ランク C 父ランク: A 母ランク: C

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」(18ページ)により、指数(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」(19ページ)により、項目点(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①~③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(19ページ)により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①~④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(19ページ参照)。

(2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、 それぞれ利用調整を行います(**希望できる園数は必ず通園可能な範囲で第20希望までです。**)。

複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については16ページをご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

ランク・指数等希望順位結果申請者①A-7-1第1希望内定(P保育園)

申請者② A-6-3 第2希望 第1希望(Q保育園)で内定

申請者③ A-6-2 第3希望 第1希望、第2希望で保留⇒内定(P保育園)

申請者④ B-5-1 第1希望 保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者a	A-6-1	該当	600万円
申請者b	A - 6 - 1	該当	650万円
申請者 c	A - 6 - 1	該当なし	400万円
申請者d	A-6-1	該当なし	500万円



(3) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱い(令和4年10月から適用)

本市における医療的ケア児の受入については、これまで保育所で実施可能なケアの内容等を十分検討した上で、 平成28年度より原則として公立保育所のセンター園において、たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限り受け入れを行ってきたところです。

このような状況下において令和3年度には支援法が施行されたことにより、保育所等においては医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有するものとされたこと、また、今後、高まることが予想される保育所等の利用ニーズを見据えて、受け入れ可能園を順次拡充していくことなど早急な対応が求められることとなりました。

一方で、医療的ケア児の受入にあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制の構築など、特に慎重にする必要があることから、まずは現状の対応実績のあるケアの範囲で、公立保育所のブランチ園において、令和4年度の環境等整備が整った時点より、順次受け入れを開始していくこととしました。

利用調整については、各世帯の保育の必要度合を親の就労状況等を点数化した上で、受入順位を判定していますが、こうした状況を受けて、医療的ケア児については、支援法の趣旨を尊重し、新たに優先的な取扱いを設けることとしました。

- ア 医療的ケア児の申込みにあたっては利用調整基準別表1・2のランク(就労等による保育必要量)等に関わらず、ランク「A」指数「15」とする優先的な取扱いを定めることとします。
- イ 複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するもの とします。
- ウ 対象となる保育所は原則として、公立保育所のうち指定する園とします。
 - ※たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限ります。
 - ※入所にあたっては入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合においては、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か審議を行い、保育が困難と判断された場合については内定を取り消すことがあります。

(4) 保育士等の子どもの利用調整上の優先的な取扱い

川崎市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等の子どもについては、利用調整上、優先的な取扱いを行います。

なお、この取扱いは、昨今の保育士不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する時限的な措置です。

≪取扱いの対象となる方≫ (ア~ウの全てに該当する必要があります。)

- ア 川崎市内在住の方
- イ 保育士又は看護師等の保育士の配置基準を満たす資格又は免許を有していること。
- ウ 現に、1月について 120 時間以上、川崎市内に所在する次の①~⑧のいずれかの施設等で就労(就労内定含む) していること。
 - ①認可保育所、認定こども園
 - ②地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)
 - ③認可幼稚園
 - 4企業主導型保育施設
 - ⑤病児・病後児保育施設
 - ⑥川崎認定保育園
 - ⑦地域保育園
 - ※保育所等に入所した場合、ア〜ウを満たし、入所日から起算して2年以上従事すること(育児休業・病気休職等の休職期間は除く。)が必要です。

(5) 産休明け保育(生後43日目~)の取扱い

川崎市では、生後43日目から4か月未満又は5か月未満のお子さん(公立:4か月未満、民営:5か月未満)の保育を「産休明け保育」としています。産休明け保育については、実施園が限られ、受入枠も少人数となります(例:0歳児クラス6名中のうち、産休明け児は3名まで等)。また、通常保育よりも保育時間は短くなります。

各施設の産休明け保育の受入枠の上限を超えた場合は、ランク・指数等がより低いお子さん(産休明け以外) を内定とする場合があります。

<O歳児クラスの受入月齢>

〇歳児から受入可能な保育所等であっても、施設ごとに受入月齢が異なります。 令和5(2023)年4月1日入所を例に挙げると下記の表のとおりです。

O歳児クラス入所の受入月齢(例:令和5年4月1日入所の場合)							
43 日目~クラス	令和5(2023)年2月17日以前に生まれた児童						
2か月児クラス	令和5(2023)年2月1日以前に生まれた児童						
4か月児クラス	令和4(2022)年12月1日以前に生まれた児童						
5か月児クラス	令和4(2022)年11月1日以前に生まれた児童						
6か月児クラス	令和4(2022)年10月1日以前に生まれた児童						

(6) 時間短縮勤務制度を利用する場合の取扱い

時間短縮勤務制度を利用しており、制度利用に伴う勤務時間が月64時間以上を満たさない場合、保育を必要とする事由の就労には該当しません。

(7) 横浜市との共同整備による保育所の取扱い

川崎市と横浜市は市境の保育需要に的確に対応するため、保育所の共同整備を行っています。平成28年4月、川崎市幸区に共同整備1か所目となる幸いづみ保育園を開設しました。また、平成29年4月には横浜市鶴見区に 尻手すきっぷ保育園が開設されました。

この共同整備による保育所にあっては、あらかじめ利用定員を両市で按分することにより、各市在住のお子さんのための定員を定めており、各市の利用調整基準に基づき利用調整が行われます。また、川崎市児童のための定員については、川崎市児童が優先となります。

申請は、川崎市の申請書類により、お住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションで行ってください。保育認定、利用調整結果通知、利用者負担額の決定等も川崎市が行います。

また、開所時間・延長保育の取扱い等の運営内容については、施設の所在する市の基準により行うこととなりますので、ご注意ください。

(8) 兄弟姉妹2人以上で申込む場合の条件について

兄弟姉妹2人以上で申込む場合においては、「保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳」の裏面にて、次のとおり、同じ施設への入所を優先するなどの条件設定が可能です。各条件の特徴をご理解の上、申請をお願いしま

す。**※希望園ごとに異なるパターンの指定はできません。**

なお、兄弟姉妹で同一施設の利用を希望する場合には、指数「7」を適用することとします。

追記

①同じ保育所等で同時期の入所のみを希望する。

→ 兄弟姉妹が「同じ希望園に同時に入所可能な場合」に限り、全員「内定」となります。
「1人だけ入所可能な場合」や「別々の施設であれば入所可能な場合」は全員「保留」となります。

②同時に入所できれば、兄弟姉妹別施設でもよい。

→ 兄弟姉妹が希望園のうち、「同時に入所可能な場合」に全員「内定」となります。 「1人だけ入所可能な場合」は、全員「保留」となります。 同時に入所可能な場合の条件は、【兄弟姉妹が同時に入所可能な場合】にて指定できます。

③1人だけの入所でも希望する。

→ 内定となる施設があった場合は、1人だけでも内定となります。 同時に入所可能な場合の条件は、【兄弟姉妹が同時に入所可能な場合】にて指定できます。

く保護者が育児休業中に兄弟姉妹2人以上で申込みした場合>

申込みした兄弟姉妹のうち、1人だけ内定となった場合でも、育児休業からの復職が必要となります。 そのため、保留となったお子さんの認可外保育施設等の利用などもご検討いただき、復職の準備をお願いします。入所した月に復職ができない場合は、内定取消となりますのでご注意ください。

②兄弟姉妹が同時に入所可能な場合 ※②③の条件を設定した方は、次の条件も選択してください。

《1》兄弟姉妹別園でも希望順位を優先する。

→ 希望順位を優先して各児童の利用調整を行います。(希望順位の低い園で兄弟姉妹同じ園になることが可能でも、より高い希望順位の園で内定となる場合は、兄弟姉妹別園となります。)

《2》同園であれば希望順位が低い園でもよい。

→ 兄弟姉妹が同じ園になることを優先して各児童の利用調整を行います。そのため、希望順位が低い園で内定となることもあります。(同じ園となることが不可であれば希望順位を優先します。)

<兄弟姉妹2人以上の申込みで保留となった場合>

年度内は、引き続き利用調整の対象となります。そのため、以降の利用調整については、変更の届出がない限り、兄弟姉妹の入所に関する条件設定も含め、申請時の内容により行いますのでご注意ください。

【兄弟姉妹2人以上で申込む場合における利用調整のイメージ】

兄弟姉妹2人以上で申込む場合では、条件の設定により、利用調整の結果が異なりますのでご注意ください。 ◎条件設定による最終結果の違い

(例えば、クラス年齢が異なる兄と妹で、それぞれ第 1 希望をA保育園、第 2 希望をB保育園で申請した場合例 1 例 9 例 9

(兄は2園とも、妹は第2希望のみ内定予定)

(兄は第1希望、妹は第2希望のみ内定予定)

(兄は2園とも内定予定、妹は2園とも保留)

	兄	妹		兄	妹	
第1希望 A園	内定予定	保留	第1希望 A園	内定予定	保留	第1希望 A園
第2希望 B園	内定予定	内定予定	第2希望 B園	保留	内定予定	第2希望 B園

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	内定予定	保留

最終結果	例 1	例2	例3
上記①を選択 (同時同園入所のみ希望)	兄・妹 B園 内定	兄•妹 保留	兄•妹 保留
上記②を選択 (同時別園入所可能)	《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定	兄A園•妹B園 内定	兄•妹 保留
上記③を選択 (1人のみ入所可能)	《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定	兄A園·妹B園 内定	兄 A園 内定 妹 保留

川崎市 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

別表1

番号		保護者の	D状況	細目	ランク		
				月実働140時間以上就労	А		
	居宅外労働 (自営を除く)			月実働120時間以上140時間未満就労	В		
1				月実働100時間以上120時間未満就労	С		
1	(注1〕)		月実働80時間以上100時間未満就労	D		
				月実働64時間以上80時間未満就労	E		
				就労先確定(注2)	F		
				月実働140時間以上就労	Α		
				月実働120時間以上140時間未満就労	В		
			中	月実働100時間以上120時間未満就労	С		
			心者	月実働80時間以上100時間未満就労	D		
	自営			月実働64時間以上80時間未満就労	E		
	(自宅)	外自営、		就労先確定(注2)	F		
2	親族等	手が経営の		月実働140時間以上就労	В		
		を含む)		月実働120時間以上140時間未満就労	С		
	(注3	~5)	協力者	月実働100時間以上120時間未満就労	D		
			者	月実働80時間以上100時間未満就労	Е		
				月実働64時間以上80時間未満就労	F		
				就労先確定(注2)	G		
				 出産予定日の約2か月前(多胎妊娠の場合14週前)から出産後2か月程度までの間で、			
3	妊娠・出産			出生すたらの間とから高くずに対象の場合 「中週間がから出生後とから性後よくの間で、 分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D		
				(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院			
	疾病・負傷・ 心身障害			(2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。)	A		
				・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合			
4				- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合			
				疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	С		
				慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E		
	介	病院等居宅	2外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A∼E		
5	護	居宅内での	介護(通院・通所	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。	A∼E		
	の付添いを含む。)		き む。)	ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A - L		
6	災害復	复旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A∼E		
7	就学			卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、 保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A∼F		
8	 求職活動等			求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	Н		
		ひとり親世	ひとり親世帯等 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用		A~F		
9	市長による特例	节 生計中心者(市生計中心者の長	市 生計中心者()	の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A∼F
		その他		その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A~H		

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働 を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。 注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就学先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)。

世帯状況 (1) 両親不存在世帯	15
世帯状況 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合 (2) 母子世帯 ※就労先が確定した場合に別表 1 にて優先されているひとり親世帯 ア 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアから才に該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別	15
(2) 母子世帯 ※就労先が確定した場合に別表1 にて優先されているひとり親世帯 等・生計中心者の失業については、「(5) 別表1で優先されている 「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で (2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアから才に該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上	13
※就労先が確定した場合に別表 1 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアから才に該当する場合にて優先されているひとり親世帯 で配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子	
にて優先されているひとり親世帯 ア 配偶者との離婚又は死別	
等・生計中心者の失業については、 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 「(5) 別表 1 で優先されている ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子	
「(5) 別表 1 で優先されている ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている 「ひとり親世帯等」・「(6) 別表 1 で	
「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で エ 婚姻によらないで母になった女子	10
10.000	
優先されている「生計中心者の失 オー離婚を前提に6か月以上別居している女子	
業」」を適用する。 (3) 父子世帯	10
※各細目の重複適用はしないもの 母子世帯に準じる。	'
とする。(例: 父子世帯と生活保護世 (4) 生活保護世帯等	
帯等に該当した場合は指数の高い 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要	7
父子世帯の扱いとする。) と認められる場合(注1)	
(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」	7
別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)	7
(C) ロボスで原化されていて「仕引われ来の仕巻」	
(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」	7
別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)	
(7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の	
利用を希望する世帯(注1)(注2)	7
	\Box
連携施設が設定されていない地域	7
型保育事業の卒園児(注1) 「中国後の文け血となる産病地致な政定されていない地域主体育事業する中国のた場合の経過指置	'
地域型保育事業卒園児で、連携施設	
を希望しない場合 地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
************************************	2
(注3) 利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況 保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は	-
	2
転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施	
施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合) 児童を養育する環境 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行	
に重化食用する環境 - 一 心臓なもの化放力素性に促動しているが、他に元重化味用する自体へやり化骨が順場に進化で1 - く場合	1
同居の親族等の状況 同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	-3 -1
	- 1
産休明け又は育休明け 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰	2
(注5)	
今回の申込み以前に育児休業を取 特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、	
得し退所した児童 自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、	10
当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	
保護者が重度の心身障害の場合 身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を	
(注6) 受けている場合	5
療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	3
福祉事務所長が特に必要と認めた 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認め	
	1 1
場合 た場合	15
	15

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 指数「7」が適用される世帯向土において、同ランク同指数で競合した場合、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項 目表」によらず、世帯状況(7)以外が適用されている世帯を優先して入所内定とする。 注3 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者ぞれぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の 追記

注3 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。 ただし、当該期間中において同一ランク相当の 就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。

注4 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注5 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注6 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。

注7 合計指数の上限は15点とする。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

項目	項目点	
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1	
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1	
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯 (申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)	1	
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯 (申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1~5	
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる 世帯(注6)	1	
既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重 複して適用することができる。)	4	廃止
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7)	1	
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8)	0 ~ -3	

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。
- 注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。
- 注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。
- 注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。
- 注7 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

- 注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。
- 注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。